

# 第535回 海務協議会

(1) 日時：平成27年11月11日（水）13：30～

(2) 場所：第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室

(3) 議題：

1. 「10月期薬物及び銃器取締強化期間（10/1～15）」への協力に対する御礼について  
監視部：伊東 管理課長
2. 「船舶乗組員の携帯品申告」について  
監視部：菅 上席監視官
3. NACCS 業務「とん税等納付申告（TPC）」業務における注意点について（再々周知）  
監視部：菅 上席監視官
4. 「出港前報告制度に関する主な質問及び回答（FAQ）」の更新について  
監視部：菅 上席監視官
5. 「不正薬物・銃砲の密輸入の動向（「白い粉・黒い武器」レポート）」について  
監視部：佐々木 統括監視官
6. 「新造監視艇の船名発表」について  
監視部：立原 特別監視官

(4) その他・質疑応答

開催予定日 平成28年 1月 14日（木） 開催予定

開催場所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室

当協会に関するご質問、議題等提起がございましたら、  
お気軽に事務局宛にご連絡下さい。

公益財団法人 日本関税協会横浜支部

TEL 045-680-1757

FAX 045-680-1758

E-mail bra\_yokohama@kanzei.or.jp

<http://www.yokohama-customs.go.jp> （横浜税関）

<http://www.kanzei.or.jp> （日本関税協会）

<http://www.kanzei.or.jp/yokohama/> （日本関税協会横浜支部）

## 2. 「船舶乗組員の携帯品申告」について

本年 5 月 13 日の海務協議会において、「乗組員及び訪船者に係る非違事例（別紙参照）」について紹介したところですが、その後も船舶乗組員が携帯品を輸入申告することなく陸揚げ（訪船者へプレゼント）しようとする事例が散見されます。

税関においても継続的に指導を行っておりますが、船舶代理店各位におかれましては、本船入港に係る手続き時に乗組員携帯品申告の有無をご確認いただいたうえで必要な手続き（書類の提出）を取っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

### <根拠規定>

- 関税法基本通達 67-4-10（旅具通関扱いをする貨物の輸入申告）

- (2) 船舶の乗組員の携帯品の輸入申告は、その船舶が外国から到着した本邦の最初の港において、「乗組員携帯品申告書」(C-5370) 1 通の税関への提出によるものとする。その船舶がその後本邦内の各港に寄港する場合においては、当該申告書を船長に託するなどの方法により寄港地税関へ送付するものとする。

### (解説)

- ・ 関税法第 67 条（輸出又は輸入の許可）には「貨物を輸入しようとする者は、当該貨物の品名並びに数量及び価格その他必要な事項を税関に申告し、貨物につき必要な検査を経て、その許可を受けなければならない」と規定されており、当該輸入申告の手続きについては関税法施行令第 59 条（輸入申告の手続き）に、さらに具体的な手続きとして前記基本通達に規定されております。
- ・ 前記基本通達にある「その船舶がその後本邦内の各港に寄港する場合においては、当該申告書を船長に託するなどの方法により寄港地税関へ送付する」については、税関間でメール等により受け渡しを行っております。
- ・ 乗組員に係る輸入しようとする携帯品申告が無い場合には申告書の税関への提出は省略できますが、本邦の最初の港（一次港）において申告書の提出が無かった場合には、関稅定率法施行規則第 2 条の 4（入国者が輸入する携帯品等の免税）が適用されない場合があります。一次港において税関への携帯品申告書の提出が無く、二次港以降で輸入しようとする携帯品があることが判明した場合には、速やかに税関に申告書を提出していただく必要があります。
- ・ 「乗組員携帯品申告書」の「品名、数量、価格」各欄には、「関稅等の免除が認められないものを記入する」旨記載されておりますが、免税範囲か否かは、税関が申告の内容を確認し必要な検査を行ったうえで判断しますので、金額の大小に関わらず輸入しようとするものすべてを記入（申告）していただく必要があります。
- ・ NACCS での入港手続き業務において、「携帯品・託送品識別」欄に「N：無し」を入力する場合については、船長に確認を得たうえで入力していると理解しているところですが、二次港以降においても確実に船長に確認のうえ入力するよう、お願いいたします。



## 乗組員携帯品申告書（C-5370）記載要領

乗組員携帯品申告書様式の各項目について

「2．関税等の免除がみとめられないもの又は日本への持込みが禁止若しくは制限されているもの」欄

- ・ 「酒類」及び「たばこ」欄には、種類（例えば「酒類」はウイスキー、ブランデー等、「たばこ」は紙巻たばこ、葉巻たばこ等）ごとにご記入してください。
- ・ 「銃砲刀剣類」欄には、所持する銃器類、刀剣類の種類（例えばけん銃、弾薬等）ごとに記入してください。）
- ・ 「価格」欄は、1個の単価ではなく、数量に対応する全価格を記入してください。

# ご協力をお願いいたします



平成 27 年 5 月  
横 浜 税 関

## 関係各位

平素より、税関行政に関しまして、多大なるご理解とご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。ごぞいます。

最近、税関手続きの不備等により指導を行った事例が頻発しており、原因のひとつに『税関手続き』の不知があると考えられます。

関係各位におかれましては、実際に船舶乗組員や訪船者が下記事例のように、必要な税関手続きをしていない不備等が判明した場合は、税関窓口にて手続きを行うよう説明をお願いいたします。ご協力のほど、よろしくをお願いいたします。

### 1. 「乗組員」

#### 【事例 1】

本船から乗組員が紙巻タバコをカートン単位で又は食料品をたくさん持って下船した。

**Point !** 税関の許可なく輸入することはできません。

乗組員の外出時に、自分が使用する分として持っているタバコやお弁当・飲料等は、税関職員に口頭で申告することができますが、例えばプレゼント等として国内の友人に渡すため本船から卸す場合には、事前に乗組員による税関手続きが必要になります。

#### 【事例 2】

乗組員が、大量の購入物品を所持して帰船しようとしている。所持品の購入金額を聞くと、30万円以上の買い物であった。

**Point !** 税関の許可なく輸出することはできません。

携帯品としての許容範囲を越えているので、税関手続きが必要となります。

### 2. 「訪船者」

#### 【事例 1】

訪船者が乗船した時には無かった手荷物（ポリ袋や紙袋等）を持って下船した。友人である本船の乗組員からもらった食料品とのこと。

**Point !** 税関の許可なく輸入することはできません。

乗組員の携帯品をプレゼントとして受け取る場合は、上記 1. 「乗組員」【事例 1】の税関手続きを済ませた物品でないとは受け取ることはできません。

【事例 2】

訪船者が、乗組員に対してプレゼントとして渡す土産が入った紙袋等を持って乗船した。

**Point !** 税関の許可なく本船に持ち込むことはできません。税関手続きをしてください。

【事例 3】

訪船者が本船へ品物を積み込んでいたので内容を聞くと、市中にある店舗にて乗組員から肉類や飲料等船用品の注文を受けたため、配達のために訪船したことが判明した。税関手続きをすることなく、本船に乗船のうえ食料品を積み込んだと話した。

**Point !** 税関の許可なく本船に持ち込むことはできません。税関手続きをしてください。

### 3. 「託送品」

【事例】

外国にいる知人が乗組員に託して送ってきた荷物を引き取りたい、又は、荷物を乗組員に託して外国の知人に送るために訪船した。

**Point !** 税関の許可なく輸出入することはできません。

外国の知人が乗組員に依頼して荷物を本船に積み込み日本で卸す場合又は乗組員に依頼して外国の知人に渡すため積み込む場合には税関手続きが必要になります。また、乗組員が直接自分の手で積卸しをしても同様の手続きが必要です。

何かあれば税関までお知らせください!!

横浜税関監視部取締部門（窓口 24 時間対応）

☎ 0 4 5 - 2 1 2 - 6 0 7 0

0 1 2 0 - 4 6 1 - 9 6 1 (密輸 110 番)

### 3. NACCS 業務「とん税等納付申告（業務コード：TPC）」業務における注意点について

「とん税等納付申告（業務コード：TPC）」業務において、横浜港に入港した本船に係る当該業務を行った際に、

- ・「入出港届提出番号」欄・・・入港届業務を行った際に払い出された番号を入力  
※横浜税関本関に届け出た入港届に係る番号
- ・「港コード」欄・・・川崎港のコード「JPKWS」と入力

したため、「とん税等納付申告控情報」が川崎税関支署（取締担当部門及び収納担当部門）に出力されるという事案が複数回発生しました。

現状では、上記のような入力を行った場合でもシステム上エラーとなりませんので、特に横浜港及び川崎港それぞれの入港船を掛け持ちでご担当されている代理店におかれましては、入力内容を十分ご確認の上業務を行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

#### <入力画面>

The screenshot shows a software window titled "TPC とん税等納付申告". The interface includes a menu bar with "ファイル(F)" and "表示(V)". The main area contains the following fields:

- 船舶コード\* (Ship Code\*)
- 入出港届提出番号\* (Arrival/Departure Declaration Number\*)
- 船舶運航者 (Ship Operator)
- 申告者名 (Applicant Name)
- 申告者住所 (Applicant Address)
- 港\* (Port\*)
- 適用税率\* (Applicable Rate\*)
- 積トン数\* (Tonnage\*)
- 納付方法等 (Payment Method etc.)
- 口座番号 (Account Number)

Red arrows in the image point from the text box on the right to the "入出港届提出番号\*" and "港\*" fields.

「入出港届提出番号」欄と「港コード」欄の組合せを十分ご確認のうえ、業務を行ってください。（横浜港に入港した本船の場合には港コード欄に「JPYOK」、川崎港の場合には「JPKWS」と入力）

### 3. NACCS 業務「とん税等納付申告（業務コード：TPC）」業務における注意点について

<NACCS センター作成「NACCS 業務講習会資料【入出港】」より>

## とん税等納付申告(TPC)

船舶基本情報登録との一致チェックがあります。

船舶コード\* JNACS581  
入港届提出番号\* 01117189400

船舶運航者  
申告者名  
申告者住所

港\* JPTYO  
適用税率\* A  
純トン数\* 1100.00

納付方法等  
口座番号 00105939000004

**船舶運航者と申告者**

納付申告控情報の「申告者」欄の出力に影響します。以下の場合を除き、原則として「ブランク」となります。

**【船舶運航者】**  
船舶運航者がとん税の納付義務者として税関の承認を事前に受けている場合に、運航者の船会社コード(SCAC)を入力

**【申告者名・住所】**  
入港届の船長名、運航者住所と異なる場合のみ入力

**納付方法等と口座番号について**

	直納	MPN (マルチペイメントネットワーク)	NACCS 専用口座	リアルタイム口座
納付方法等	(ブランク)	「M」を選択	(ブランク)	「R」を選択
口座番号	(ブランク)	(ブランク)	口座番号	口座番号

例えば、「納付方法等」「口座番号」両方を入力しなかった場合、直納(納付書での納付)となります。

## とん税等納付申告(TPC)

TPC業務の確認画面 ※2011年9月、確認画面を出力する仕様変更をしました。

とん税等税額確認

この内容でよろしいですか？

確認内容

船舶コード JNACS581  
入港届提出番号 01117189400  
船舶運航者  
申告者名  
港 JPTYO  
適用税率 入港ごと納付  
純トン数 1,100 (\*1)トン未満切上げ  
とん税等税額 ¥39,000 (\*2)100円未満切捨て  
納付方法等 口座振替(NACCS専用口座)  
口座番号 00105939000004

はい(Y) いいえ(N)

この内容でよければ、「はい(Y)」を選択します。  
訂正するときは、「いいえ(N)」を選択すると、TPC業務画面に戻ります。

この確認画面で、入力内容を充分ご確認下さい。  
ここで「はい(Y)」をクリックした後の訂正・取消しについては、税関にご相談ください。

## 出港前報告制度に関する主な質問及び回答（FAQ）

平成26年3月から運用を開始している出港前報告制度に関して、各種説明会等の場で数多くの質問が寄せられました。今般、主な質問とその回答（FAQ）を取りまとめましたので、本制度の内容を関係事業者の皆様方に十分ご理解いただけるよう情報提供します。

質問は下記の項目に分類しておりますので、該当のページをご参照ください。

- |                 |       |                  |       |
|-----------------|-------|------------------|-------|
| 1. 制度の導入背景について・ | 2ページ  | 7. 報告内容の訂正等について・ | 26ページ |
| 2. 報告対象貨物について・  | 3ページ  | 8. 不一致情報について・    | 31ページ |
| 3. 報告義務者について・   | 5ページ  | 9. 事前通知について・     | 36ページ |
| 4. 報告期限について・    | 9ページ  | 10. 船卸許可申請について・  | 39ページ |
| 5. 報告内容について・    | 13ページ | 11. その他の質問・      | 40ページ |
| 6. 報告方法について・    | 24ページ |                  |       |

## 出港前報告制度に関する主な質問及び回答（FAQ）

### 2. 報告対象貨物について

問2-1. 報告の対象となる貨物は何か。

答2-1. 我が国に入港しようとする外国貿易船に積み込まれる海上コンテナ貨物を報告の対象とします。

ただし、「空コンテナ」及びコンテナに関する通関条約（昭和46年条約第6号）第1条(b)に規定するコンテナの定義に該当しない「プラットホームコンテナ」に積載された貨物は、報告の対象外とします。さらに、本制度導入当初においては、制度定着までの当面の間、本邦で船卸しをしない海上コンテナ貨物（通過貨物）についても、報告の対象外とします。

問2-2. 側壁や天井がなく、支柱のみのフラットラックコンテナ貨物は報告の対象となるのか。

答2-2. 側壁や天井がなくとも、支柱等があり、積荷部分を密閉することができる構造のフラットラックコンテナに積載された貨物は、報告の対象となります。

## 出港前報告制度に関する主な質問及び回答（FAQ）

### 5. 報告内容について

問5-1. 報告項目については、何を基準に定めたのか。

答5-1. 「国際貿易の安全確保及び円滑化のためのWCO「基準の枠組み」における積荷情報の報告項目を基本に、諸外国での報告項目及び関係事業者へのヒアリング結果を踏まえ、税関のリスク分析に必要な項目を報告項目としています。

問5-2. 船舶コード欄には、IMO番号を入力すればよいか。

答5-2. 船舶コード欄には、IMO番号ではなく、信号符字（コールサイン）を入力してください。

問5-3. ハウスB/L報告完了識別欄は、入力しなければならないのか。

答5-3. 税関によるリスク分析の妨げになりますので、マスターB/Lに関連付くハウスB/Lの報告が全て完了した際には、「E」を入力して報告してください。

## 出港前報告制度に関する主な質問及び回答（FAQ）

問5-4. 通知先コード欄には、何を入力すればよいのか。

答5-4. 次に掲げる日本に所在する関係事業者の利用者コード（NACCSセンターと利用契約を締結する際に払い出される、利用者を特定するためのコード。）を入力してください。

- ・税関からのリスク分析結果の事前通知を受け取る必要がある日本に所在する関係事業者
- ・出港前報告照会（IAR）業務を利用して、報告した積荷情報内容の閲覧を可能とする必要がある日本に所在する関係事業者
- ・報告した積荷情報を利用して後続業務を行う必要がある日本に所在する関係事業者

問5-5. 電話番号欄の入力可能桁数は14桁となっているが、「+81-03-1234-5678」の場合、どのように入力すればよいか。

答5-5. 電話番号欄には、国番号や区切り符号等を除き、市外局番から数字のみで入力してください。

ご質問の事例の場合には、「0312345678」と入力してください。

## 出港前報告制度に関する主な質問及び回答（FAQ）

### 7. 報告内容の訂正等について

問7-1. 報告後に急遽、トランシップが発生した場合には、当初報告した積荷情報の削除は必要か。

答7-1. 当初報告した積荷情報を削除することなく、トランシップ港における報告期限までに「出港前報告（AMR）」業務又は「出港前報告（ハウスB/L）（AHR）」業務で積荷情報の報告を行ってください。

問7-2. 積荷情報の報告を行った後、荷繰り等の都合により、船積みが中止となった場合には、報告した積荷情報は、削除する必要があるか。

答7-2. 出港日時報告（ATD）業務実施前の場合において、報告した貨物の船積み中止となった場合には、報告した積荷情報を削除してください。

問7-3. 入港前報告制度における積荷情報の報告を行った後、荒天等による外国貿易船の運航スケジュールの変更に伴う船卸地の変更等、出港前報告制度の報告項目についても変更が発生した場合には、入港前報告制度で報告した積荷情報のほか、出港前報告制度で報告した積荷情報の訂正等も必要か。

答7-3. 入港前報告制度における積荷情報の報告後に積荷情報の訂正等をする場合は、税関が必要と認める場合を除き、入港前報告制度で報告した積荷情報のみ訂正等を行っていただくことで差し支えありません。

## 出港前報告制度に関する主な質問及び回答（FAQ）

問8-3. 不一致情報は、「出港日時報告（ATD）」業務実施者又は「積荷目録提出（DMF）」業務実施者に通知されるとのことであるが、当該業務を実施しない「出港前報告（AMR）」業務実施者又は「出港前報告（ハウスB/L）（AHR）」業務実施者が不一致情報を知ることはできないのか。

答8-3. 「出港日時報告（ATD）」業務実施者又は「積荷目録提出（DMF）」業務実施者が「出港前報告（AMR）」業務実施者と同一の場合、不一致情報を知ることができます。また、不一致情報を確認するには、「出港前報告一覧照会（IML）」業務を利用して確認してください。

問8-4. 不一致情報は、出港日時（ATD）業務実施者及び積荷目録提出（DMF）実施者に通知されるとのことだが、ハウスB/Lに基づく積荷情報の報告を行った利用運送事業者は、自身が報告を行った積荷情報に不一致があるか否かをどのような方法で知ることができるのか。

答8-4. 出港前報告一覧照会（IML）業務を利用して確認することができます。なお、当該照会業務の利用方法について、サービスプロバイダーを經由して報告をしている報告者につきましては、ご利用のサービスプロバイダーにお問合せください。

## 出港前報告制度に関する主な質問及び回答（FAQ）

問8-5. 「出港前報告（AMR）」業務で入力したB/L番号と「積荷目録情報登録（MFR）」業務で入力したB/L番号が異なる場合、不一致情報が通知されるのか。

答8-5. 「出港前報告（AMR）」業務のB/L番号欄に入力した内容と「積荷目録情報登録（MFR）」業務のB/L番号欄に入力した内容が異なる場合、「積荷目録提出（DMF）」業務を契機に不一致情報が通知されます。  
したがって、それぞれの業務のB/L番号欄に入力する内容は統一して下さい。

問8-6. 積荷目録情報登録（MFR）業務において、出港前報告（ハウスB/L）（AHR）業務で報告したB/L番号を使った場合、積荷目録提出（DMF）業務を契機に出港前報告未済の不一致情報が出力された。この場合、どのように対応すれば良いか。

答8-6. 不一致情報を出力されないためには、積荷目録情報登録（MFR）業務では、出港前報告（AMR）業務で報告したB/L番号及び積荷情報で報告を行っていただき、出港前報告（ハウスB/L）（AHR）業務で報告したB/L番号及び積荷情報については、混載貨物情報登録（NVC01）業務で報告を行ってください。

平成26年版

# 不正薬物・銃砲の 密輸入の動向

(「白い粉・黒い武器」レポート)

財務省関税局調査課

# I. 平成26年の不正薬物及び銃砲等の密輸入摘発状況

## 1. 摘発状況

### (1) ポイント

#### 【平成26年の主な不正薬物及び銃砲等の摘発状況】

不正薬物全体※1の摘発件数は390件（前年比2%増）、押収量※2は約630kg※3（前年比37%減）と、3年連続で600kgを超えるなど、依然として深刻な状況となっている。

銃砲の密輸入事犯の摘発件数は3件（前年比25%減）、押収量は4丁（前年比33%減）であった。

※1 覚醒剤、大麻、あへん、麻薬（コカイン、ヘロイン、MDMA等）向精神薬をいう。

※2 錠剤型薬物を除いたもの。

※3 薬物乱用者の通常使用量で約1,885万回分

#### 〔覚醒剤事犯〕

摘発件数は174件（前年比13%増）と“過去2番目”、押収量は約549kg（前年比36%減）と“過去5番目”を記録し、いずれも高水準であった。

⇒航空機旅客による密輸入が、摘発件数・押収量ともに“過去2番目”を記録

- ・タイ人による密輸入が30件（前年比15倍）と、著しく増加

⇒“中国、タイ”を仕出地とする密輸入が増加

- ・中国は、摘発件数が79件（前年比約2倍）、押収量が約200kg（前年比約3倍）

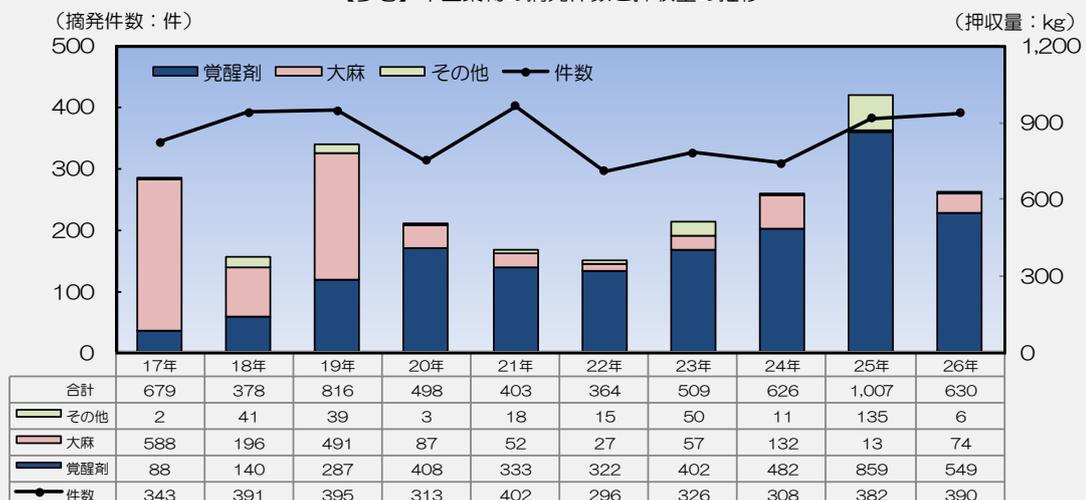
- ・タイは、摘発件数が26件（前年比13倍）、押収量が約28kg（前年比約29倍）

#### 〔大麻事犯〕

摘発件数は99件（前年比50%増）、押収量は約74kg（前年比約6倍）と、件数・押収量ともに前年から“一転して増加”した。

⇒特に大麻樹脂は、摘発件数が47件（前年比約3倍）、押収量が約40kg（前年比約55倍）と、大幅に増加

【参考】不正薬物の摘発件数と押収量の推移



(2) 社会悪物品の摘発実績

社会悪物品の摘発実績

種類	年	年					前年比
		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	
覚醒剤	件	152	185	141	154	174	113%
	kg	322	402	482	859	549	64%
大麻	件	59	71	82	66	99	150%
	kg	27	57	132	13	74	574%
大麻草	件	45	57	58	52	52	100%
	kg	2	6	104	12	35	284%
大麻樹脂	件	14	14	24	14	47	336%
	kg	25	51	29	1	40	54.5倍
あへん	件	2	2	-	1	-	全減
	kg	3	4	-	0	-	全減
麻薬	件	50	37	46	128	91	71%
	kg	11	44	11	135	6	5%
	千錠	16	5	4	17	2	13%
ヘロイン	件	4	6	3	3	2	67%
	kg	1	3	1	4	0	0%
コカイン	件	11	9	7	10	10	100%
	kg	6	38	9	127	2	2%
MDMA等	件	2	4	5	6	5	83%
	kg	-	2	0	3	0	0%
	千錠	0	0	0	0	0	550%
ケタミン	件	10	1	8	5	7	140%
	kg	4	0	0	0	1	494%
メチロン	件	3	3	2	2	3	150%
	kg	0	1	-	0	0	200%
	千錠	-	-	0	-	-	-
その他麻薬	件	20	14	21	102	64	63%
	kg	0	0	0	1	3	590%
	千錠	16	5	4	17	2	13%
向精神薬	件	33	31	39	33	26	79%
	kg	1	2	-	0	-	全減
	千錠	14	13	12	10	9	88%
合計	件	296	326	308	382	390	102%
	kg	364	509	626	1,007	630	63%
	千錠	30	18	16	27	11	41%
(参考) 使用回数	万回	1,133	1,550	1,701	3,331	1,885	57%
銃砲	件	-	-	3	4	3	75%
	丁	-	-	4	6	4	67%
うち拳銃	件	-	-	3	4	3	75%
	丁	-	-	4	6	4	67%
銃砲部品	件	-	1	3	-	2	全増
	点	-	1	3	-	2	全増

- (注) 1.税関が摘発した密輸入事犯に係る押収量の他、警察等他機関が摘発した事件で、税関が当該事件に関与したものに係る押収量を含む。  
2.覚醒剤は、覚醒剤及び覚せい剤原料の合計数量を示す。  
3.大麻樹脂は、大麻樹脂その他の大麻の製品の合計数量を示す。  
4.MDMA等は、MDMA、MDA及びMDEの合計数量を示す。  
5.(参考)使用回数は、以下の不正薬物について、乱用者の通常の一回分使用量をもとに換算し、合計したものである。  
(覚醒剤：0.03g、大麻草：0.5g、大麻樹脂：0.1g、ヘロイン：0.01g、コカイン：0.03g、あへん：0.3g、MDMA等及び向精神薬：1錠)  
6.端数処理のため数値が合わないことがある。  
7.数量の表記について、「0」とは500gまたは500錠未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。  
8.平成26年の数値は速報値である。

## 2. 不正薬物の密輸入動向

### (1) 覚醒剤

- ・ 摘発件数が過去 2 番目を記録
- ・ 20～30代のタイ人女性による密輸入事犯が多発
- ・ 中国からの密輸入が倍増 / メキシコと中国で押収量全体の約 7 割

平成26年の税関における覚醒剤の密輸入事犯の摘発件数は174件（対前年比13%増）と過去 2 番目、押収量は約549kg（前年比36%減）と過去 5 番目を記録し、いずれも高水準となった〔図 1 参照〕。

密輸形態別にみると、航空機旅客による密輸入の摘発件数は126件（前年比21%増）と全体の約 7 割を占め、また押収量は約246kg（前年比19%減）と全体の約半数を占めており、いずれも過去 2 番目を記録した。なお、押収量については、平成22年以降 5 年連続で200kgを超えており、航空機旅客による密輸入が主流となっていることが窺える〔図 2 参照〕。

航空機旅客による密輸入者を国籍別にみると、タイ人による密輸入が30件（前年比15倍）と著しく増加し、従来最も多かった日本人を抜いて最多となった。なお、摘発されたタイ人は、30人中25人が20～30代の女性であった〔図 3 参照〕。

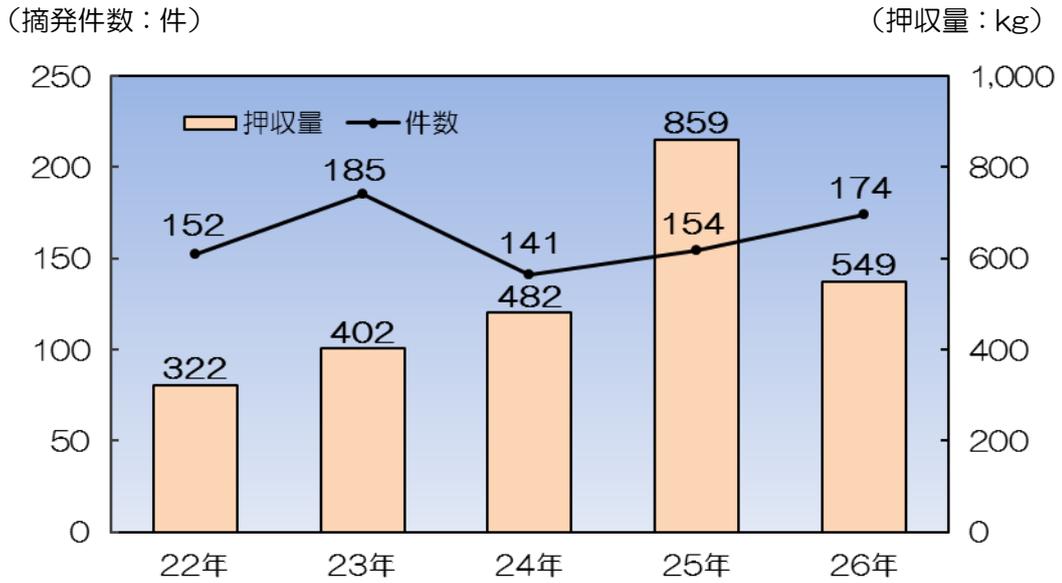
また、隠匿手口別にみると、スーツケース等を二重工作したものが48%と最も多く、次いで旅客が携帯する土産品等に細工したものが続き、2つの手口で全体の75%を占めた〔図 4 参照〕。

なお、飲み込んだり体腔内に挿入したりして密輸入しようとする体内隠匿が20件と、前年の 4 件から一転して増加し、このうち12件がタイ人女性によるものであった〔図 5 参照〕。

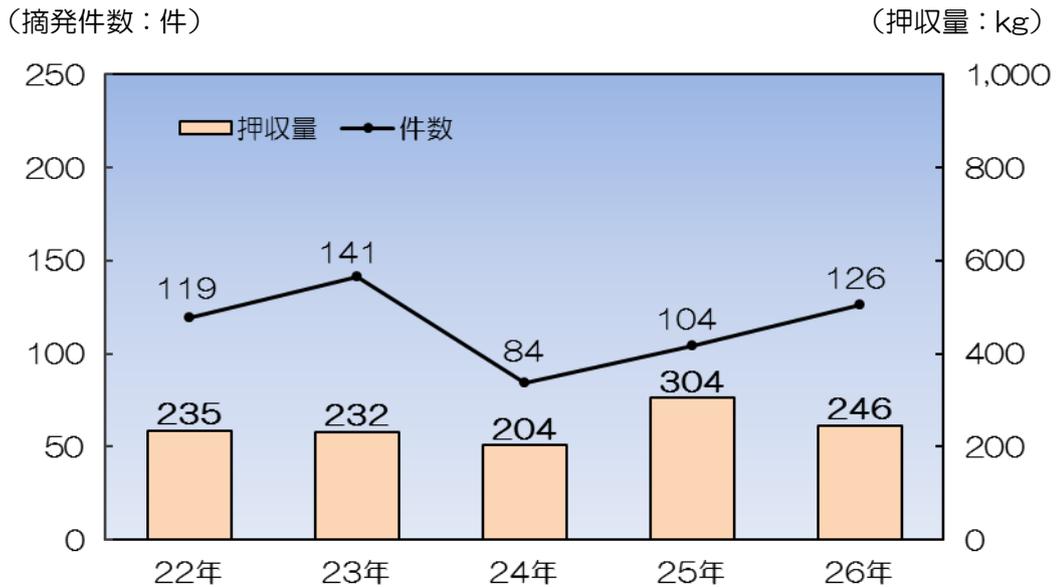
覚醒剤の密輸入摘発事犯を密輸仕出地別にみると、中国が 79 件と前年から倍増し、全体の約半数を占めた。このうち、特に香港が 42 件（前年比約 4 倍）と、大幅に増加した。また、前年に 19 件の摘発があったインドが途絶えた一方、タイが 26 件（前年比 13 倍）と著しく増加した〔図 6 参照〕。

また、密輸仕出地別に押収量をみると、メキシコが約 207 kg（前年比 60%減）と、前年に続き最多となり、次いで中国が約 200kg（前年比約 3 倍）と続き、メキシコと中国で押収量全体の約 7 割を占めた〔図 7 参照〕。

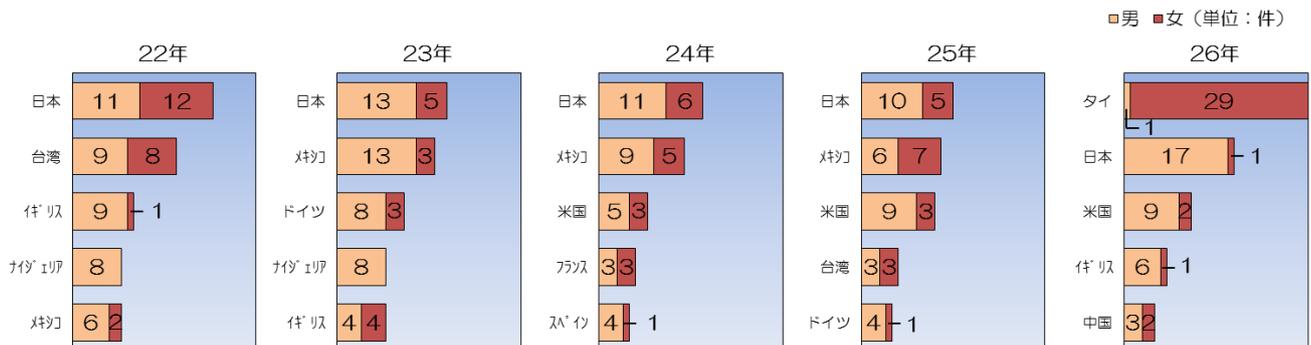
〔図1：覚醒剤の摘発件数と押収量の推移（全体）〕



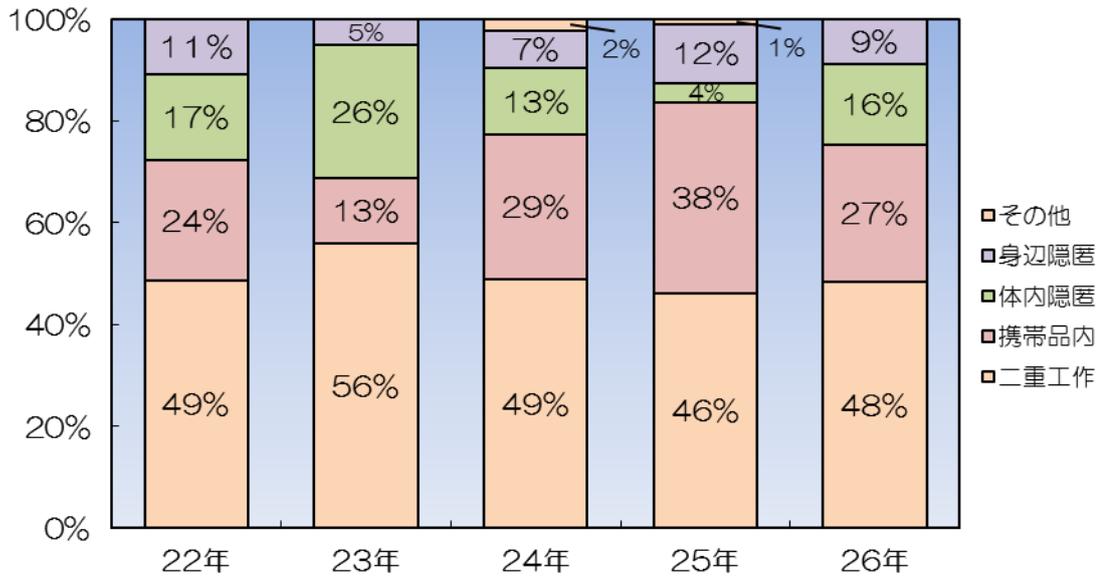
〔図2：覚醒剤の摘発件数と押収量の推移（航空機旅客）〕



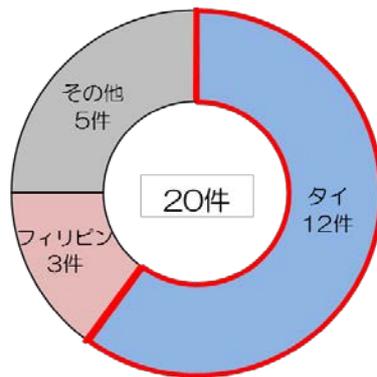
〔図3：性別・国籍別摘発件数の推移（上位5ヶ国）〕



〔図4：隠匿手口別構成比の推移〕



〔図5：体内隠匿による密輸入者の国籍別構成比（平成26年）〕



〔図6：仕出地別摘発件数の推移（上位5ヶ国）〕



〔図7：仕出地別押収量の推移（上位5ヶ国）〕



## (2) 大麻（大麻草及び大麻樹脂）

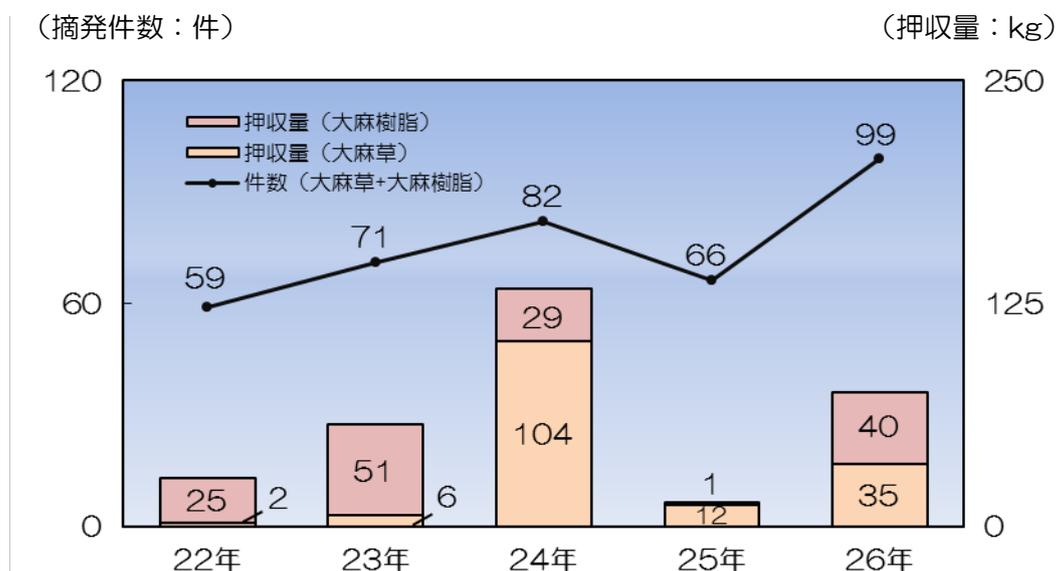
- ・摘発件数、押収量ともに前年から一転して増加

平成26年の税関における大麻の密輸入事犯の摘発件数は99件（前年比50%増）、押収量は約74kg（前年比約6倍）と、件数・押収量ともに前年から一転して増加した。

このうち、特に大麻樹脂は、摘発件数が47件（前年比約3倍）、押収量が約40kg（前年比約55倍）と、大幅に増加した〔図8参照〕。

また、液状の大麻の摘発が相次ぐなど、大麻製品の多様化が見られた。

〔図8：大麻の摘発件数と押収量の推移〕



## (3) その他不正薬物（麻薬、向精神薬）

- ① 平成26年の税関における麻薬の密輸入事犯の摘発件数は91件（前年比29%減）、押収量は約6kg（前年比95%減）と、件数・押収量ともに減少した。

摘発した麻薬を種類別にみると、危険ドラッグの原料といわれている通称“4-MC”や“XLR-11”等の摘発が目立った。

- ② 平成26年の税関における向精神薬の密輸入事犯の摘発件数は26件（前年比21%減）、押収量は約9千錠（前年比12%減）と、件数・押収量ともに減少した。

### 3. 銃砲の密輸入動向

平成26年の税関における銃砲の密輸入事犯の摘発件数は3件（前年比25%減）、押収量は4丁（前年比33%減）と、いずれも減少した。なお、摘発した銃砲はすべて拳銃であった。銃砲部品の摘発件数は2件、押収量は2点といずれも全増となった。

## II. 平成26年の主な密輸入摘発事例

### 1. 覚醒剤

#### 【石材に隠匿していた覚醒剤を摘発】

平成26年1月、門司税関は、メキシコから到着した海上コンテナ貨物の検査において、石材に隠匿していた覚醒剤 約145kgを発見、摘発した。



#### 【パイナップル缶詰内に隠匿していた覚醒剤を摘発】

平成26年3月、東京税関は、メキシコから到着した航空貨物の検査において、パイナップル缶詰内に隠匿していた覚醒剤 約30kgを発見、摘発した。



#### 【ロシア人船員による覚醒剤密輸入事犯を摘発】

平成26年12月、函館税関は、ロシアから小樽港に入港した外国貿易船から同船乗組員が陸揚げして輸入した覚醒剤 約27kgを発見、摘発した。



### 【中古自動車に隠匿していた覚醒剤を摘発】

平成26年10月、横浜税関は、米国から到着した海上貨物の検査において、自動車の運転席及び助手席の足元に隠匿していた覚醒剤 約17kgを発見、摘発した。



### 【リュックサック内に隠匿していた覚醒剤を摘発】

平成26年7月、東京税関は、中国から到着した日本人男性の携帯品検査において、リュックサック内に隠匿していた覚醒剤 約15kgを発見、摘発した。



## 2. 大麻

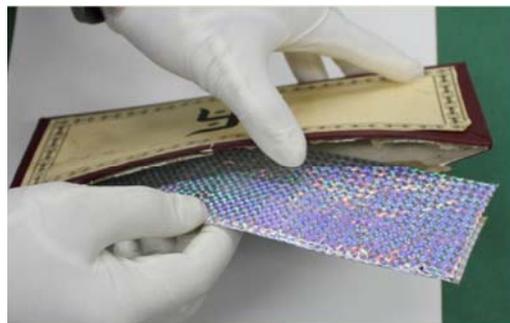
### 【玩具箱内に隠匿していた大麻草を摘発】

平成26年2月、東京税関は、米国から成田国際空港へ到着した日本人男性の携帯品検査において、玩具箱内に隠匿していた大麻草 約15kgを発見、摘発した。



**【経典様のものに隠匿していた大麻樹脂を摘発】**

平成26年2月、東京税関は、インドから到着した航空貨物の検査において、経典様のものに隠匿していた大麻樹脂 約6kgを発見、摘発した。



3. 麻薬

**【国際スピード郵便物内に隠匿していた麻薬を摘発】**

平成26年6月、名古屋税関は、中国から到着した国際スピード郵便物（EMS）の検査において、通称“XLR-11” 約500gを発見、摘発した。



**【航空通常郵便物内に隠匿していた麻薬を摘発】**

平成26年8月、横浜税関は、オランダから到着した航空通常郵便物の検査において、通称“メチロン” 約100gを発見、摘発した。

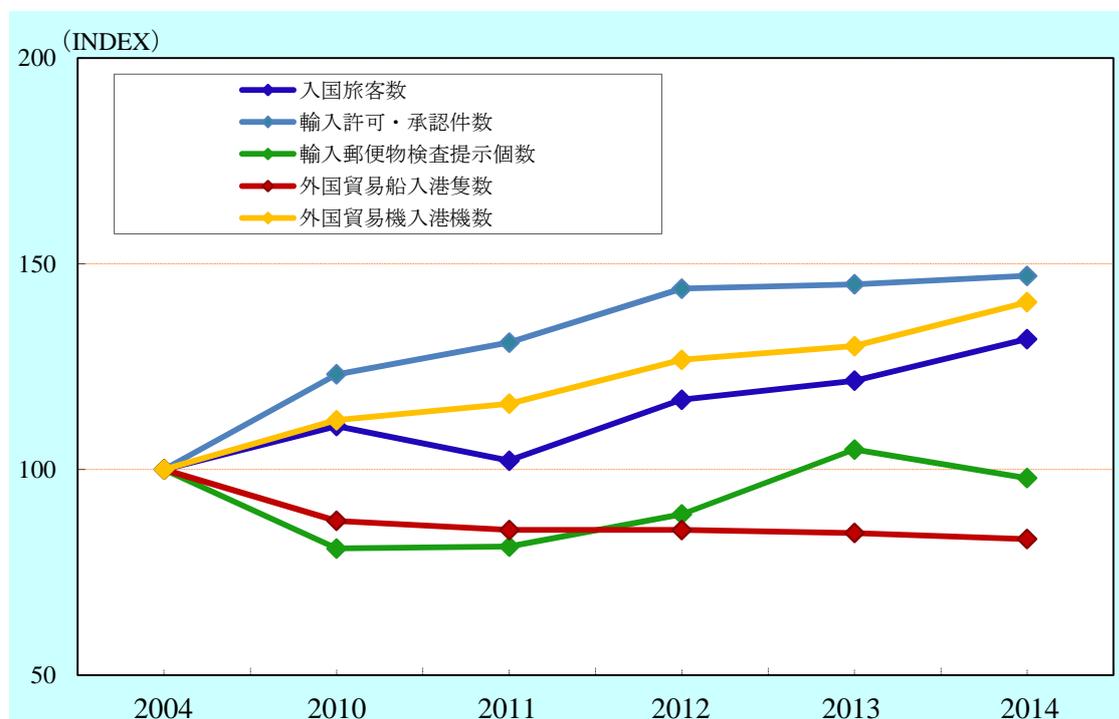


## 2. 関税局・税関における対策

関税局・税関においては、入国旅客や輸入貨物などの取締対象の増加とともに、密輸手口も悪質化・巧妙化する中、限られた人員で効果的・効率的な水際取締りを行うため、近年、種々の施策を実施している。

取締対象 (指 標)		平成16年 (10年前)	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
旅客 (入国旅客数)	万人	2,370 (100.0)	2,620 (110.5)	2,420 (102.1)	2,772 (117.0)	2,881 (121.6)	3,121 (131.7)
商業貨物 (輸入許可・承認件数)	万件	1,599 (100.0)	1,969 (123.1)	2,092 (130.8)	2,302 (144.0)	2,319 (145.0)	2,352 (147.1)
国際郵便物 (輸入郵便物検査提示個数)	万个	11,402 (100.0)	9,210 (80.8)	9,266 (81.3)	10,158 (89.1)	11,956 (104.9)	11,164 (97.9)
船舶 (外国貿易船入港隻数)	万隻	13.6 (100.0)	11.6 (85.3)	11.6 (85.3)	11.6 (85.3)	11.5 (84.6)	11.3 (83.1)
航空機 (外国貿易機入港機数)	万機	15.0 (100.0)	17.4 (116.0)	19.0 (126.7)	19.0 (126.7)	19.5 (130.0)	21.1 (140.7)

- (注) 1. 入国旅客数は、法務省出入国管理統計年報。(平成25年については速報値)  
 2. 輸入許可・承認件数、輸入郵便物検査提示個数は、関税局業務課調べ。(平成25年については速報値)  
 3. 外国貿易船入港隻数、外国貿易機入港機数は、船舶・航空機統計。  
 4. 下段の( )書きは、平成16年を100とした場合の指数。(グラフも同じ)



(1) 取締体制の整備

イ 物流の中で一貫した取締体制の整備

国際物流の中で一貫した貨物の効果的・効率的な取締りを図る観点から、取締・検査体制を監視部に集約して、事前情報を活用したリスク管理を行うなど、社会悪物品やテロ関連物資等の取締機能の強化に努めている。

ロ 広域的な取締体制の整備

密輸形態の組織化、広域化に対応するため、横浜税関に監視取締センター室を設置し、税関の管轄を跨ぐ船舶・乗組員に対する広域的な取締りについて、各税関の支援・調整を行うことにより、重点的な取締りを実施している。

(2) 密輸関連情報の収集・分析の強化

イ 情報管理官及び総括情報管理官の設置

各税関に密輸情報を担当する情報管理官をそれぞれ設置するとともに、東京税関に総括情報管理官を設置し、警察や海上保安庁等の関係機関や外国税関当局等からの密輸関連情報を一元的・総合的に管理・分析することにより、情報収集・分析の強化に努めている。

ロ 関係業界団体からの情報収集の強化

効果的な密輸取締りを実施するため、船舶、航空機、商業貨物等に関する業界団体との間で、密輸防止のための協力強化を目的とした「密輸防止に関する覚書」(MOU)等を締結している。

(イ) 財務省関税局：(一社)日本船主協会、定期航空協会、  
(一社)航空貨物運送協会、  
(一社)日本通関業連合会、  
外国船舶協会、(一社)大日本水産会

(計6団体)

(ロ) 税関：各税関単位で設置されている輸送団体や旅行業団体及び漁協等

(計28団体)

## ハ 一般からの情報収集の強化

全国共通の密輸ダイヤル（フリーダイヤル：24 時間受付）を設置し、情報提供を  
求めるリーフレット等を配布するとともに、税関ホームページ、ツイッターやユー  
チューブなどのソーシャルメディア等を活用し、税関における水際取締対策等の  
広報を行い、広く一般の方々からの情報収集の強化を図っている。また、平成 19 年  
5 月からはインターネットからも情報を送ることができるようにしている。

リーフレット（海外旅行者向け）	税関ホームページ
 <p>※ このほか、一般向け、港湾・漁協向け、物流・倉庫業者向けを制作・配布。</p>	
<p>密輸ダイヤル（24 時間受付：フリーダイヤル）</p> <p>シロイ クロイ</p> <p>0120-461-961</p> <p>（密輸に関する情報は、財務省・税関まで）</p>	<p>税関ホームページ</p> <p><a href="http://www.customs.go.jp/">http://www.customs.go.jp/</a></p> <p>密輸情報提供ページ</p> <p><a href="https://www.customs.go.jp/quest/index.htm">https://www.customs.go.jp/quest/index.htm</a></p>

## ニ 情報システムの活用

輸出入通関実績、船舶入出港実績等の情報を整理、蓄積することが可能な通関情  
報総合判定システム（C I S : Customs Intelligence Database System）等を全国の  
税関官署に配備して、情報の分析・加工・管理体制を整備・強化し、水際における  
重点的かつ効果的な取締りを実施している。

### (3) 取締機器の有効活用

#### イ X線検査装置の活用

全国の税関官署に固定式や移動式のX線検査装置を配備し、貨物の中に巧妙に隠匿された社会悪物品等の発見・摘発のために活用している。

また、通常の貨物用のX線検査装置に加え、平成13年2月以降は、コンテナや自動車、小型ボート等の大型貨物の検査をすることができる大型X線検査装置を、全国の主要港等に配備して活用している。



#### ロ 監視艇の活用

不正薬物、銃砲等の洋上取引や地方港、不開港における密輸を取締まるため、拠点となる税関官署に大型監視艇や広域監視艇を配備し、広範囲にわたる監視取締りを実施している。



#### ハ 麻薬探知犬の活用

増大する麻薬類の密輸入を防止する目的で、昭和54年以降、全国に麻薬探知犬を配備し、入国旅客の携帯品及び外国郵便物等の輸入検査等に活用している。



#### ニ 埠頭監視カメラシステムの活用

平成8年3月以降、夜間でも監視可能な高感度監視カメラシステムの設置を全国の主要港等に配備し、船舶等に対する取締りの強化に努めている。

### (4) 関係機関との連携強化

#### イ 関係機関との連携による取締り

水際における効果的な取締りを実施する観点から、税関、警察、海上保安庁等において、それぞれが有する情報、組織、権限及び経験等を活かしつつ、緊密な連携の下、

取締りに当たっている。

具体的には、警察や海上保安庁などの関係機関との間で、全国各地で合同訓練や合同取締りを積極的に実施している。



ロ 「密輸出入取締対策会議」等の開催

密輸取締関係省庁の協力体制の緊密化を図り、社会悪事犯の水際検挙に向けた情報交換を行うため、財務省関税局の主催による「密輸出入取締対策会議」を開催し、中央レベルでの情報交換を推進するとともに、地区レベルにおいても各税関の主催で関係機関とによる「地区密輸出入取締対策協議会」等を開催している。

(5) 国際的な情報交換等の推進

イ 外国税関当局等との情報交換の推進

我が国税関における外国税関当局等との情報交換の一元的な窓口として、東京税関調査部に国際情報センター室を設置している。また、これまでに諸外国との間で薬物等の密輸入に関する情報交換の規定を含む税関相互支援協定等を締結するなどの取組みを進めている（「税関相互支援協定等の現状」参照）。

また、税関分野における国際機関である世界税関機構（WCO：World Customs Organization）及びアジア・大洋州R I L Oを中心とする国際的な情報交換ネットワーク等を活用して、外国税関当局等と密輸関連情報の交換を行っている。

（参考）R I L O（WCOの地域情報連絡事務所：Regional Intelligence Liaison Office）とは、地域内の各国税関当局間における不正薬物等の密輸に関する情報交換や同地域内における密輸傾向の情報分析の強化等を目的としたWCOによる地域プロジェクトの拠点である。

我が国が参加しているアジア・大洋州R I L Oは、昭和62年12月から世界初のR I L Oとして香港に設置されていたが、平成11年1月から5年間、我が国（東京税関内）に設置され、財務省・税関としても本プロジェクトに積極的に参加・貢献してきた。平成24年1月からは、韓国に設置され、参加国・地域から報告される不正薬物等

の摘発事例を基に地域内の密輸動向を分析し、その成果を参加国等に配布するとともに、参加税関間の情報交換の仲介を行っている。

ロ 税関相互支援協定等による情報交換

不正薬物や銃砲等の仕出地又は中継地となっている国との情報交換を促進する規定を盛り込んだ税関相互支援協定等の新たな締結に向けた取組みを積極的に進めている。また、既に締結済みの税関相互支援協定等を活用し、情報交換の促進に努めている。

(参考) 税関相互支援協定は、我が国と外国税関当局が、それぞれの関税法令を適正に執行し、迅速な通関と効果的な不正薬物・銃砲等の社会悪物品や知的財産侵害物品の水際取締りを実現する観点から、情報交換を含む相互支援を行うための法的な枠組みを提供するもの。

<税関相互支援協定等の現状>

- 経済連携協定（EPA）関連（注：EPAに税関の相互支援に係る規定が盛り込まれているもの）  
シンガポール（2002.11）、マレーシア（2006.7）、タイ（2007.11）  
インドネシア（2008.7）、ブルネイ（2008.7）、フィリピン（2008.12）  
スイス（2009.9）、ベトナム（2009.10）、インド（2011.8）  
ペルー（2012.3）、豪州（2015.1）、モンゴル（2015.2署名）
- 政府間協定  
米国（1997.6）、韓国（2004.12）、中国（2006.4）、EU（2008.2）  
ロシア（2009.5）、オランダ（2010.3）、イタリア（2012.4）  
南アフリカ（2012.7）、ドイツ（2014.12）、スペイン（2015.5）
- 税関当局間取決め  
豪州（2003.6）、ニュージーランド（2004.4、2014.6改訂）、カナダ（2005.6）  
香港（2008.1）、マカオ（2008.9）、フランス（2012.6）、イギリス（2013.6）

※（ ）内は発効又は署名年月（2014年5月31日現在）

#### ハ 職員の海外派遣による密輸情報収集の充実

我が国に密輸入される不正薬物等の仕出地となる可能性の高い国・地域等に税関職員を派遣し、不正薬物等の密輸情報の収集に努めるとともに、外国税関当局等との相互協力関係の構築を図っている。また、我が国と同様に、不正薬物等の密輸対策に取り組む国・地域に情報分析担当の職員を派遣し、密輸仕出地等についての情報分析に関する意見交換を行っている。

#### ニ 国際会議への参画

WCOにおける監視委員会やアジア・大洋州RILOコンタクト・ポイント会合などの国際会議に積極的に参画し、不正薬物等の監視取締りに関する意見交換や情報交換等を活発に行っている。

#### (6) 監視分野における技術協力

開発途上国の税関当局における不正薬物等の情報収集・情報分析能力の強化など水際取締能力の向上を図るため、開発途上国税関職員の受入研修などの技術協力を積極的に実施している。

V. 参考資料

1. 不正薬物・銃砲等の大口密輸事犯摘発事例（トップ3）

犯則物件	摘発年月日	税関	数量	仕出地	事件の概要
覚醒剤	平成11年10月3日	門司 長崎 東京	564.6 kg	北 朝 鮮	警察及び海上保安庁と協力の上、台湾籍漁船が洋上取引を行い、鹿児島県の海岸に陸揚げしたところを摘発。
	平成8年7月11日 平成8年7月16日	横浜	527.7 kg (7/11 249.0kg)	中 国	海上コンテナ貨物である水煮竹の子3,360缶の内23缶に隠匿していた覚醒剤約249kgを摘発するとともに、犯則嫌疑者居宅に隠匿していた覚醒剤約279kgを摘発。
	平成10年8月19日	東京	301.5 kg	香 港	商業貨物である大型工作機械35台の支柱及びアーム部分に隠匿していたものを摘発。
大麻草	平成5年4月15日	大阪	426.5 kg	カンボジア	海上コンテナ貨物である木製パレット80枚の上段と下段とを繋いでいる柱の中に隠匿していたものを摘発。
	平成11年6月8日	名古屋	420.7 kg	フィリピン	海上コンテナ貨物である玉石800袋の内126袋内に、無機セメントで石様に工作隠匿していたものを摘発。
	平成13年2月2日	横浜	393.7 kg	フィリピン	海上コンテナ貨物である缶ビール800ケースの内103ケースについて、缶の中に隠匿していたものを摘発。
大麻樹脂	平成14年12月11日 平成14年12月14日	東京	147.3 kg (12/11 51.6kg)	ネ パ ール	航空貨物であるカレンダー1,650枚について表紙を二重工作して隠匿していた大麻樹脂約52kgを摘発するとともに、犯則嫌疑者居宅等に隠匿していた大麻樹脂約96kgを摘発。
	平成10年10月9日	横浜	96.7 kg	インドネシア	商業貨物である木製家具等127点の内31点の中に分散隠匿していたものを摘発。
	平成16年7月16日	東京	59.5 kg	香 港	海上コンテナ貨物である業務用冷凍庫について、スーツケースに収納した上冷凍庫内に隠匿していたものを摘発。
ヘロイン	平成元年2月4日	東京	20.6 kg	タ イ	航空機旅客の携行大型キャリーバッグを二重工作して隠匿していたものを摘発。
	平成14年12月21日	東京	16.7 kg	ラ オ ス	航空機旅客（オーストラリアへの乗り継ぎ旅客）に対する職務質問において、お茶缶の中に隠匿していたものを摘発。
	昭和63年8月11日	東京	8.0 kg	パキスタン	航空機旅客3名の携帯スーツケースを二重工作して隠匿していたものを摘発。
コカイン	平成25年11月19日 平成25年11月21日	横浜	約118 kg	不 明	神奈川県横須賀市及び葉山町の海岸に漂着。
	平成16年8月25日	名古屋	44.0 kg	コロンビア	冷凍運搬船の船長託送品である空ボンベ内に隠匿していたものを摘発。
	平成2年5月15日	東京 横浜	33.4 kg	コロンビア	貨物船の機関室ダクト内に隠匿していたものを摘発。
あへん	平成18年9月19日	東京	14.9 kg	トルコ	航空機旅客の携行スーツケース上下蓋部分を二重工作して隠匿していたものを摘発。
	平成10年2月4日	大阪	8.8 kg	不 明	ロシア籍船舶から陸揚げされたボストンバッグ内に隠匿していたものを摘発。
	平成4年8月10日 平成4年8月18日	東京	8.7 kg (8/10 2.7kg) (8/18 6.0kg)	イ ン ド	航空機旅客の携行スーツケースの二重底部分に隠匿していたものを摘発するとともに、さらに同旅客が所持していた鍵の調査により、コインロッカー内に隠匿していたものを摘発。
MDMA	平成19年8月1日	大阪	688,000 錠	カ ナ ダ	海上貨物コンテナ貨物である製材について、内部をくり貫いて隠匿していたものを摘発。
	平成19年10月20日	門司	146,760 錠	オ ラ ン ダ	航空貨物であるスパイラルミキサー（らせん状攪拌機）について、内部に隠匿していたものを摘発。
	平成20年4月3日	東京	90,537 錠	オ ラ ン ダ	航空機旅客3名それぞれの携行スーツケースを二重工作して隠匿していたものを摘発。
向精神薬	平成6年9月12日	東京	41,795 錠	タ イ	航空機旅客の携行キャリーバッグを二重工作し隠匿していたものを摘発。（成分：トリアソラム）
	平成6年12月23日	東京	22,402 錠	タ イ	航空機旅客の携行キャリーバッグを二重工作し隠匿していたものを摘発。（成分：トリアソラム、フルニトラゼパム）
	平成9年5月16日	門司	20,003 錠	中 国	航空小包郵便物内に隠匿していたものを摘発。（成分：アンフェブラモン）
銃 砲	昭和59年4月11日	東京	301 丁 (実包5,564個)	フィリピン	孔雀型籐製椅子を収納していたコンテナの左右奥隅の鉄板を溶接した空洞の中等に隠匿していたものを摘発。
	昭和60年12月4日	名古屋	104 丁 (実包1,787個)	フィリピン	籐製品を収納していたコンテナの前部壁面のベニヤ板後側に隠匿していたものを摘発。
	平成12年9月22日	沖縄	86 丁 (実包1,107個)	フィリピン	石垣島沖合いを航行中のヨットから海上投棄されたものを海上保安庁が摘発。

（注）本表は、税関が摘発した事件及び警察等他機関が摘発した事件で税関が関与した事件に係る押収量のトップ3を記載。

## 2. 最近の密輸事犯の摘発実績

### (1) 不正薬物

#### ①不正薬物の密輸形態別摘発件数

(件)

形態別	年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	前年比	構成比
航空機旅客等による密輸		152	175	130	135	171	127%	44%
国際郵便物を利用した密輸		110	102	130	204	166	81%	43%
商業貨物等を利用した密輸		27	41	33	30	39	130%	10%
	航空貨物等	20	37	25	26	27	104%	7%
海上貨物等		7	4	8	4	12	300%	3%
船員等による密輸		7	8	15	13	14	108%	4%
合計		296	326	308	382	390	102%	100%

(注) 航空機旅客等には、航空機乗組員を含み、船員等には、船舶旅客を含む。また、商業貨物等には、別送品を含む。

#### ②覚醒剤

##### イ. 密輸形態別摘発実績

(上段：件、下段：kg)

形態別	年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	前年比	構成比
航空機旅客等による密輸		119	141	84	104	126	121%	72%
		235	232	204	304	246	81%	45%
国際郵便物を利用した密輸		19	18	31	21	22	105%	13%
		20	30	35	7	16	244%	3%
商業貨物等を利用した密輸		11	22	18	19	16	84%	9%
		59	128	236	539	261	48%	47%
船員等による密輸		3	4	8	10	10	100%	6%
		8	11	8	10	27	267%	5%
合計		152	185	141	154	174	113%	100%
		322	402	482	859	549	64%	100%

(注1) 航空機旅客等には、航空機乗組員を含み、船員等には、船舶旅客を含む。また、商業貨物等には、別送品を含む。

(注2) 端数処理のため数値が合わないことがある。

(注3) 数量の表記について、「0」とは500g未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。

ロ. 主な密輸ルート（仕出地別摘発実績）

（上段：件、下段：kg）

仕出地	年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	構成比	合計
中国（香港・マカオを含む）		23	30	28	38	79	45%	198
		30	44	73	62	200	36%	410
	中国	14	10	14	26	32	18%	96
		12	15	10	43	72	13%	152
		9	20	12	11	42	24%	94
		18	30	63	16	119	22%	245
台湾		27	4	2	1	3	2%	37
		39	5	0	1	0	0%	45
アジア		21	22	12	28	39	22%	122
		31	45	14	129	35	6%	253
	タイ	7	8	3	2	26	15%	46
		8	31	3	1	28	5%	70
	インド	-	1	3	19	-	-	23
		-	0	10	114	-	-	123
	インドネシア	-	-	-	-	2	1%	2
		-	-	-	-	0	0%	0
	ベトナム	-	1	-	-	1	1%	2
	-	0	-	-	3	0%	3	
韓国	-	-	1	-	1	1%	2	
	-	-	1	-	1	0%	2	
フィリピン	2	3	4	1	9	5%	19	
	0	4	1	0	3	1%	8	
中東		16	12	6	6	2	1%	42
		26	80	48	12	4	1%	169
		5	5	2	5	2	1%	19
		11	8	1	10	4	1%	33
アフリカ		43	44	31	21	14	8%	153
		144	84	89	90	17	3%	424
	ウガンダ	1	-	2	5	5	3%	13
		2	-	10	44	6	1%	62
	南アフリカ	5	8	3	5	3	2%	24
		32	15	16	20	4	1%	87
	ケニア	-	2	14	4	5	3%	25
	-	4	47	8	6	1%	64	
トーゴ	-	-	-	-	1	1%	1	
	-	-	-	-	1	0%	1	
欧州		6	39	23	9	17	10%	94
		6	82	157	13	65	12%	324
	アルメニア	-	-	-	-	4	2%	4
		-	-	-	-	6	1%	6
	ドイツ	-	5	5	3	1	1%	14
		-	10	15	6	6	1%	37
	イギリス	4	9	3	2	1	1%	19
		4	18	1	2	2	0%	27
	オランダ	-	5	5	2	1	1%	13
	-	8	121	2	2	0%	133	
キプロス	-	-	-	-	4	2%	4	
	-	-	-	-	9	2%	9	
スペイン	2	-	1	-	3	2%	6	
	2	-	4	-	10	2%	16	
ロシア	-	1	-	-	1	1%	2	
	-	1	-	-	27	5%	28	
北米		5	12	10	17	6	3%	50
		12	40	30	36	20	4%	138
	米国	1	6	8	12	5	3%	32
		0	16	22	12	17	3%	67
カナダ	4	6	2	5	1	1%	18	
	12	24	8	23	4	1%	71	
中南米		11	22	26	26	9	5%	94
		34	22	72	516	208	38%	851
		7	20	24	26	8	5%	85
		22	19	69	516	207	38%	833
その他		-	-	3	8	5	3%	16
		-	-	0	1	0	0%	1
合計		152	185	141	154	174	100%	806
		322	402	482	859	549	100%	2,614

（注1）端数処理のため数値が合わないことがある。

（注2）数量の表記について、「0」とは500g未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。

③大麻

イ. 密輸形態別摘発実績

(上段：件、下段：kg)

形態別	年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	前年比	構成比
航空機旅客等による密輸		16	19	31	19	32	168%	32%
		5	0	63	1	28	46倍	38%
国際郵便物を利用した密輸		28	35	34	40	47	118%	47%
		2	9	12	10	4	38%	5%
商業貨物等を利用した密輸		11	14	11	5	16	320%	16%
		19	47	58	2	41	22倍	56%
船員等による密輸		4	3	6	2	4	200%	4%
		0	0	0	0	1	97倍	1%
合 計		59	71	82	66	99	150%	100%
		27	57	132	13	74	574%	100%

(注1) 航空機旅客等には、航空機乗組員を含み、船員等には、船舶旅客を含む。また、商業貨物等には、別送品を含む。

(注2) 端数処理のため数値が合わないことがある。

(注3) 数量の表記について、「0」とは500g未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。

ロ. 大麻草の主な密輸ルート（仕出地別摘発実績）

(上段：件、下段：kg)

仕出地	年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	構成比	合計
中国（香港・マカオを含む）		2	1	3	1	4	8%	11
		0	1	0	0	1	3%	2
アジア		8	11	6	10	6	12%	41
		0	1	0	0	0	1%	2
アフリカ		2	1	2	1	1	2%	7
		0	0	0	0	0	0%	0
欧州		10	16	13	11	11	21%	61
		1	1	0	0	0	0%	2
北米		19	25	29	22	24	46%	119
		1	3	103	12	33	95%	152
米国		18	24	22	22	20	38%	106
		1	3	103	12	33	95%	152
中南米		1	-	2	4	2	4%	9
		0	-	0	0	0	0%	0
その他		3	3	3	3	4	8%	16
		0	0	0	0	0	0%	0
合 計		45	57	58	52	52	100%	264
		2	6	104	12	35	100%	158

(注1) 端数処理のため数値が合わないことがある。

(注2) 数量の表記について、「0」とは500g未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。

ハ. 大麻樹脂の主な密輸ルート（仕出地別摘発実績）

(上段：件、下段：kg)

仕出地	年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	構成比	合計
中国（香港・マカオを含む）		-	-	4	1	2	4%	7
		-	-	1	0	0	0%	1
アジア		5	9	9	3	11	23%	37
		8	51	28	0	37	93%	123
インド		-	7	7	3	9	19%	26
		-	43	26	0	32	80%	101
中東		1	-	-	-	-	-	1
		12	-	-	-	-	-	12
アフリカ		-	1	1	-	-	-	2
		-	0	0	-	-	-	0
欧州		7	1	10	7	11	23%	36
		5	0	0	0	0	0%	5
北米		1	3	-	3	22	47%	29
		0	0	-	0	3	7%	3
米国		1	3	-	3	22	47%	29
		0	0	-	0	3	7%	3
中南米		-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-
その他		-	-	-	-	1	2%	1
		-	-	-	-	0	0%	0
合 計		14	14	24	14	47	100%	113
		25	51	29	1	40	100%	145

(注1) 端数処理のため数値が合わないことがある。

(注2) 数量の表記について、「0」とは500g未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。



## 新造監視艇の船名が決定！！

この度、税関初の試みとなる、新造監視艇の船名募集（応募期間：平成27年8月14日（金）～9月3日（木）まで（当日消印有効））を行ったところ全国より328件、206点の候補名が寄せられました。

船名の選考方法は、

- ①206点の候補名について、横浜税関職員の投票による一次選考（24点を選考）
- ②税関モニター及び税関幹部からなる選考委員による選考

（参考）税関モニターとは、税関行政について、国民の皆様から幅広くご意見を聴取し、税関行政サービスの一層の向上を図る目的で外部学識経験者に委嘱している。

とし、当該選考の結果、新造監視艇の船名は

み ら い

に決定しました。

新造監視艇の船名「みらい」は、

- ・みなとみらいの「みらい」と将来を意味する「みらい」をイメージ。
- ・みらいを守ってくれる。
- ・新造監視艇を用い、洋上取引等による社会悪物品の密輸を取り締ることで、安全な社会の実現という輝かしい未来をつくりあげていこうという強い決意を込めた。

といった由来のもとに名付けられました。

新造監視艇の船名が採用された方は、

横浜市在住の 村瀬 鉦四（むらせ りゅうじ） 様  
横浜市在住の 矢野 安彦（やの やすひこ） 様  
横浜市在住の 吉際ちひろ（よしぎわ ちひろ） 様  
横浜税関 相原 直人、井上 陽介、荻原 優、角田 明、高橋 千鶴

の8名の方々です。

現在、新造監視艇は骨組みが完成した状況で、引き続き建造中でございます。

採用された8名の内、外部の3名の方には、来年3月予定の就航式に来賓としてお越しいただく予定です。

横浜税関 監視部管理課

TEL 045-212-6060/FAX 045-201-4367